

第69回定例会

# 伊方町議会会議録

NO. 1

令和4年6月21日 開会

伊方町議会

第 6 9 回伊方町議会定例会会議録（第 1 号）

招集年月日	令和 4 年 6 月 2 1 日
招集の場所	伊方庁舎 4 階議場
開会（開議）	6 月 2 1 日 1 0 時 0 0 分宣告
出席議員	1 番 田村 義孝 2 番 加藤 智明 3 番 高月 芳人 4 番 木嶋 英幸 5 番 末光 勝幸 7 番 清家慎太郎 8 番 福島 大朝 9 番 菊池 隼人 10 番 山本 吉昭 11 番 中村 敏彦 12 番 吉川 保吉 13 番 阿部 吉馬 14 番 小泉 和也
欠席議員	なし
欠 員	6 番
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 井上 恵隆 書 記 藤川 輝之 書 記 篠川 俊一 書 記 松澤 広明
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 一良 教 育 長 中井 雄治 監 査 委 員 門田 光和 総 務 課 長 橋本 泰彦 危 機 管 理 監 谷村 栄樹 総 合 政 策 課 長 菊池 嘉起 町 民 課 長 林 栄作 保 健 福 祉 課 長 中田 克也 農 林 水 産 課 長 菊池 暁彦 観 光 商 工 課 長 清水 浩二 建 設 課 長 寺谷 哲也 瀬 戸 支 所 長 田中 洋介 三 崎 支 所 長 清水 栄造 上 下 水 道 課 長 山藤 一也 会 計 管 理 者 谷口 良二 教育委員会事務局長 阿部 茂之 中 央 公 民 館 長 上田 時茂
町長提出議案の項目	報告第 1 号 令和 3 年度伊方町一般会計継続費繰越計算書について 報告第 2 号 令和 3 年度伊方町水道事業会計継続費繰越計算書について 報告第 3 号 令和 3 年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について 報告第 4 号 令和 3 年度伊方町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について 議案第 43 号 町長の専決処分事項報告について （伊方町税条例等の一部を改正する条例制定） 議案等 44 号 町長の専決処分事項報告について （伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定） 議案第 45 号 町長の専決処分事項報告について （令和 4 年度伊方町一般会計補正予算（第 1 号）） 議案第 46 号 町長の専決処分事項報告について （令和 4 年度伊方町一般会計補正予算（第 2 号）） 議案等 47 号 伊方町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例及び伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について

	議案第 48 号 伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について 議案第 49 号 伊方町獣肉処理加工施設条例制定について 議案第 50 号 令和 4 年度伊方町一般会計補正予算（第 3 号） 議案第 51 号 令和 4 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
議員提出議案の項目	なし
委員会提出議案の項目	なし
その他	なし
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第 21 条）
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。（会議規則第 127 条）
	3 番 高月 芳人議員 <span style="float: right;">4 番 木嶋 英幸議員</span>

# 伊方町議会第69回定例会議事日程（第1号）

令和4年6月21日（火）  
午前10時00分開議

## 1 開会宣告

## 1 町長招集挨拶

## 1 議事日程報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告「例月現金出納検査結果報告」  
「系統議長会報告」

第 4 一般質問

第 5 令和3年度伊方町一般会計継続費繰越計算書について（報告第1号）

第 6 令和3年度伊方町水道事業会計継続費繰越計算書について（報告第2号）

第 7 令和3年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について（報告第3号）

第 8 令和3年度伊方町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について  
（報告第4号）

第 9 町長の専決処分事項報告について  
（伊方町税条例等の一部を改正する条例制定）（議案第43号）

第10 町長の専決処分事項報告について  
（伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）（議案第44号）

第11 町長の専決処分事項報告について  
（令和4年度伊方町一般会計補正予算（第1号））（議案第45号）

第12 町長の専決処分事項報告について  
（令和4年度伊方町一般会計補正予算（第2号））（議案第46号）

第13 伊方町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例及び伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について（議案第47号）

第14 伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について（議案第48号）

第 1 5 伊方町獣肉処理加工施設条例制定について (議案第 49 号)

第 1 6 令和 4 年度伊方町一般会計補正予算 (第 3 号) (議案第 50 号)

第 1 7 令和 4 年度伊方町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) (議案第 51 号)

## 1 散 会 宣 告

## 開会宣告（10時00分）

○議長（小泉和也） おはようございます。これより、伊方町議会第69回定例会を開会いたします。只今の出席議員は、13名であります。

よって、本会議は成立いたしました。

## 町長招集挨拶

○議長（小泉和也） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） おはようございます。本日ここに伊方町議会第69回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中、ご出席を賜りまして、感謝を申し上げます。また、日頃から町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず、新型コロナウイルスの感染状況につきましては、報道等でもご案内のとおり、全国をはじめ、愛媛県内でも減少傾向にはあるとはいえ、まだまだ連日多数の新規感染者が確認をされており、伊方町におきましても、未だに予断を許さない状況が続いております。このような中で「感染対策」と「社会経済活動」の両立を念頭に、先月の「はなはな祭り」を皮切りに、来月末には3年ぶりとなる「きなはいや伊方まつり2022」の実現に向けて、「賑わいの復活」に取り組んでいる所でございます。

一方で、4回目のワクチン接種につきましては、主に60歳以上の方が対象になりますが、これまで同様、集団接種、個別接種により、安心・安全に接種いただけますよう、引き続き全庁一丸となって取り組んでまいります。町民の皆様にも引き続き、感染拡大の防止に関しまして、一層のご協力をお願いする次第でございます。

次に、亀ヶ池温泉の再建に関しましては、現在もなお、多くの励ましの声やご寄附をいただき、この場をお借りして、厚く御礼を申し上げます。本格再建につきましては、以前にも増して、皆様にも喜ばれ、親しまれる施設となるように、収支の改善などを視野に入れ、様々な角度から検討を重ね、今回の補正予算で、再建事業費を計上いたしており、来年夏の復活オープンに向けて取り組んでまいります。

次に、懸案の障がい者グループホームにつきましては、これまでの検討を踏まえ、地元の理解も得られましたので、今回の補正予算では、設計業務委託費を計上いたしており、川永田地区内での施設整備に向けて取り組んでまいります。

さらに、地域博物館につきましては、町内に点在する機能を集約し、佐田岬半島の自然や文化を紹介する中核施設として、今年度中の完成を目指し取り組んでまいります。

次に、豊予海峡ルートに関してではありますが、先月30日に大分市の主催により東京都で行われた「豊予海峡ルート推進シンポジウム」にパネリストとして参加をして参りました。既に大分市

では、豊予海峡ルートの実現に向けまして、佐田岬半島と大分を結ぶ方法として、トンネルと橋の両方について、事業費や経済効果などについての調査を終えております。

原子力発電所の立地町であります当町におきましても、万が一の有事を想定いたしますとこの伊方町と九州が陸路で繋がることは、町民の生命を守るという観点からも、まさに「命の道」となり、もちろん経済効果も期待ができます。本構想の実現には、様々な課題が予想される所ではありますが、少しでも夢の実現に近づくことができますように、大分市とも連携し、子どもたちの未来のためにも、小さなまちから大きな声をあげ続けることが重要であると信じているところでございます。

さて、今定例会に提案をいたします案件でございますが、

- ・報告案件が4件
- ・町長の専決処分事項報告の条例の一部改正が2件
- ・町長の専決処分事項報告の補正予算が2件
- ・条例制定に関する議案が3件
- ・補正予算が2件
- ・工事請負契約の締結に関する議案が4件
- ・その他の議案が3件でございます。

いずれも、町政を進めるうえで、非常に重要な案件でございます。会期中よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、招集の挨拶といたします。

どうぞ、よろしく願いをいたします。

### 議事日程報告

○議長（小泉和也） 議事日程報告を行います。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。それにしたがって、議事を進めてまいります。

これより、本日の会議を開きます。

### 会議録署名議員の指名

○議長（小泉和也） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、3番 高月芳人議員、4番 木嶋英幸議員を指名いたします。

### 会期の決定

○議長（小泉和也） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月27日までの7日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、7日間と決定いたしました。

## 諸般の報告

○議長（小泉和也） 日程第3「諸般の報告」を行います。お手元に配布してありますとおり、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果報告書が出されておりますので、お目通しください。

次に、系統議長会報告を行います。先般3月30日に第73回愛媛県町村議会議長会定期総会が開催され、これに出席し、その概要をお手元に配布しておりますので、お目通しください。

なお、総会の資料は事務局に保管しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

## 一般質問

○議長（小泉和也） 日程第4「一般質問」お手許に配布の一般質問通告一覧のとおり、一般質問が出ておりますので、会議規則第61条の規定により、一般質問を許します。

受付順に、末光勝幸議員、木嶋英幸議員、清家慎太郎議員、田村義孝議員、加藤智明議員の順にお願いいたします。

一般質問は、大綱ごとに、質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

なお、再質問の回数は会議規則第55条を引用し一つの大綱につき、2回以内と定めます。

初めに、末光勝幸議員一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（小泉和也） 末光議員

○議員（末光勝幸） 1年ぶりの一般質問でございますけども、よろしく願いをいたします。私の方からは、「第8期介護保険事業計画の進捗状況について」お尋ねをいたします。これまで新型コロナ禍の対応で、町長はじめ職員の方々も多忙を極められたのではないかと拝察いたしております。コロナ対策はもとより、伊方町民にとって最も優先されるべき政策は福祉であると考えます。現在、町内の介護施設に入所待機者が103人、町外の介護施設には97人の町民の方が入所されています。

日本人の平均寿命は2020年で、女性が87.74歳、男性が81.64歳となっています。伊方町の人口は今年の4月末で8,581人に減っています。さらに、5月末では、16人減りまして、8,561人となっております。その内の半分近くが65歳以上の高齢者であります。集落ごとに見ますと、8割、9割近くが高齢者という集落も増えてきています。75歳過ぎると、4.5人に1人が要介護という実態で、人生100年時代といわれますが、健康で老後を過ごすことは難しいこともあり、公的支援やサービスは急務であります。

それでは、以下の3点についてお尋ねをいたします。1「団塊の世代」が後期高齢者になる令和7年度（要介護認定者929人見込）及び「団塊ジュニア」が後期高齢者になる令和22年度（要介護認定者646人見込）を見据えて、町では第8期介護保険事業計画を立案し、令和5年度には旧伊方地域に認知症対策型共同生活介護施設の新設を計画されています。その後、計画の見直しもありましたが、現在の進捗状況をお伺いいたします。2番目に高齢者にとって「通いの場」づくり、ボランテ

ィア活動などに熱心な市町村はフレイル（虚弱）状態の高齢者が少ないという調査報告もありますが、介護予防事業の取り組みについてお伺いをいたします。最後に、今後の福祉のあり方として「横断的で総合的な福祉」の基本計画を掲げております。障がい者に対する福祉の充実も主要施策として計画されており、冒頭の町長さんの挨拶の中にもありましたが、川永田地区にその施設の建設の見通しが立ったと聞き及んでいます。その概要についてもお伺いをいたします。

以上、「第8期介護保険事業計画の進捗状況について」お伺いをいたします。

○議長（小泉和也） 只今の末光議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 末光議員の大綱1「第8期介護保険事業計画の進捗状況について」のご質問にお答えをいたします。

介護保険制度は、導入から約20年が経過をし、制度の定着が進み、要介護認定者、介護保険サービスの利用量も増加してきており、今後はサービスの供給体制の整備を図るとともに、質の高いサービスが円滑に提供される環境づくりが重要となっております。

このため、町では、令和3年3月に第8期介護保険事業計画を策定し、議員が申されましたとおり、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年度及び団塊ジュニア世代が後期高齢者となる令和22年度を目指して、地域ニーズに合った介護保険事業の実施、サービスの提供を推進することにしていくところでございます。

ご質問1点目の「認知症対策型共同生活介護施設の進捗状況」についてであります。議員ご指摘のとおり、令和4年2月末現在の町内の介護施設の入所待機者は103人で、重複申し込み等の方を除く実人数は71人となっております。第8期介護保険事業計画では、既存施設の定員総数が45人であることから、入所ニーズに対応するために、同計画に、伊方地域への認知症対策型共同生活介護施設の新設を盛り込んだところでございます。

その実現に向けて、町では、「伊方町福祉のあり方検討委員会」を設置し、町内で福祉事業を運営している伊方町社会福祉協議会、伊方社会福祉協会、伊方福祉会に事業協力者として参画いただき、計画段階から民間の柔軟な発想による提案を反映させながら、仮称「伊方町総合福祉センター」の施設整備について検討を重ねてまいりました。

その中で、協力事業者から「高齢人口の減少が見込まれており、町内の施設間で入居者の取り合いが懸念される」、また「職員採用の際の綱引きも心配」などの意見がありましたことから、本年2月に町内事業者の実情の把握をはじめ、利用者の需要動向などについて、なお深掘りが必要と判断し、建設費が想定を大幅に上回る不測の事態もありまして、施設整備を一旦中断をして計画を見直すこととしたところでございます。

現在の進捗状況につきましては、本年4月に協力事業者の職員も交えた「勉強会」を立ち上げ、現在までに2回開催し、認知症グループホームやデイサービスセンターの将来見通しなどについて協議したほか、福祉事業に携わっている専門職員へのアンケート調査を実施するなど、今後予想さ

れる高齢人口の減少を見据え、10年先までを視野に入れつつ、町民にとって利用しやすい最善の施設となるように検討を進めているところでございます。

なお、認知症グループホーム単独の設置につきましても、民間事業者から事業に取り組みたいとのご相談があれば、検討をしてみたいと考えております。

次に、2点目の「介護予防事業の取り組み」につきましては、要介護状態の発生をできる限り防ぎ、遅らせる、そして要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐ、さらには軽減を目指す介護予防の具体的な取り組みとして、従来から、健康教室や心の健康相談などの「介護予防普及啓発事業」のほか、先般報道をされました「井野浦地区のあみだ会」をはじめ、「三崎地区のひだまり会」など、住民同士でお互いに自立した日常生活を送るための地域活動組織への支援を行う「地域介護予防活動支援事業」や介護予防教室で理学療法士が、またサービス事業所交流会でリハビリテーション専門職が助言・指導などを行う「地域リハビリテーション活動支援事業」などを行っております。

また、昨年度から実施をいたしております「伊方町チャレンジフィールドプロジェクト」では、「集落のグループホーム化」を注力テーマにモデル地域におきまして、フレイル予防対策として、年間を通して血管年齢の測定・分析や健康体操等を行い、高齢者に自らの健康への関心を高めさせていただくとともに、新たにメディカルフィットネスの実証実験などを展開し、その成果を検証しながら、高齢者の集いの場となる集会所等を拠点にICTを活用した共助の取り組みづくりに取り組んでいるところでございます。

次に、3点目の「障がい者施設の概要」につきましては、「伊方町福祉のあり方検討委員会」で、障がい者グループホームの整備について検討をしていたところ、川永田地区内の地権者から寄附の申し出があった土地を建設候補地に決定をし、本年3月に地区説明を行い、地元の理解を得ることができましたので、今定例会の補正予算で、施設整備に係る設計委託料653万4千円を計上し、来年度、1ユニット10名が入居できる施設の建設を計画いたしております。

引き続き、町民の声にしっかりと耳を傾け、高齢者がより長く自分らしい暮らしを続けられますように、第8期介護保険事業計画に則り、介護に関する施策・事業を推進してまいりたいと考えております。

以上、末光議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再質問を許します。末光議員、大綱1の再質問はありますか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（小泉和也） 末光議員

○議員（末光勝幸） 新しくなった伊方町の町勢要覧の33頁に、町の基本目標の1番目に「保健・医療・福祉 絆で創る、健康長寿と町民総活躍のまちづくり」とありますので、とりあえず安心をしているところでございます。

本来、第7期の介護保険事業計画が計画通りに達成されていれば、令和2年には2ユニット18人のグループホームが完成していたはずであります。二度にわたる地域密着型グループホームの募集にも応募が無かったこともあり、第8期の計画では見直したように、17億も22億もかかる総合福祉センターは、現実には即したものではないと私も感じております。建設に莫大な費用が掛かると同時に、将来の建物の解体においても莫大な費用を要するものでございます。

答弁の中に「民設民営で事業に取り組みたいとの相談があれば、検討してまいりたいと考えている」とありました。民設民営の場合、今も4000万弱の国・県の補助金があると思いますが、答弁にもありましたように、「高齢人口の減少が見込まれており、町内の施設間で入居者の取り合いが懸念される」といわれると民設民営は二度の募集に応募が無かったこと、近隣の介護施設におきましても経営譲渡がなされるなど、さらに手厚い補助がないと民設民営は期待できないのが現実であります。公設民営であっても、グループホームだけの建設であれば、2億もあれば十分であり、その後の経営についても、技能実習生などを雇用することにより、職員採用の綱引きの心配は解消されると思います。

「10年先までを視野に入れつつ」という答弁もありましたが、介護を抱える町民にとりましては、「今」が大事であります。八幡浜とか宇和島とかに、入所できる介護施設を探して、今も苦勞している多くの町民がいます。第8期介護保険事業計画の予定どおり、令和5年中に、グループホームだけでも完成させたいという町長の心強い答弁を期待したいのですが、いかがでしょうか。

○議長（小泉和也） 只今の末光議員の大綱1再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 末光議員の再質問にご答弁をさせていただきます。答弁でも申しましたように、様々な課題が出ておりまして、今現在、町の福祉のあり方検討委員会の中では、さらに検討、深堀をしまっているということを申し述べさせていただきました。さらに、民間の方で、もしこの事業に取り組みたいとの相談があれば、検討してまいりたいという答弁をさせていただきました。この中で民設民営という言葉は、私は今回使ってなかったというふうに思っております。心配しておりますのが、先ほど申しましたように、3点ございます。まず第1点は、入居者がこれから減少すると予想される中で、入居者の施設間での取り合いになるのではないかとというふうなのがまず第1点。2点目が、それに従事するスタッフ、これの確保現状でも非常に大変厳しい状況でございます。その状況が新たに施設をつくることでなお一層加速されるのではないかとというふうなことが第2で。第3点目が、当然施設をつくりますと、介護保険料に関係をしまっているわけでございます。現在介護保険料が基準の額で月額5,300円、これが2ユニット18名の施設をつくることによって、資産では5,300円を毎月250円契約しなければならないというふうな懸念事項もあるわけでございます。そういった中で議員ご指摘のとおり待機者が大勢いる中で、この施設の整備というのは、一方でまったなしの状況にきているということは、十分承知をいたしております。その中で、民間の事業者がもし介護施設、認知症のグループホームを建設したいというご相談があれば、そういった懸念事

項も相談をしながら、総合的に民設民営とか公設民営とかそういったところにこだわらずに相談を  
してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再々質問を許します。末光議員、大綱1の再々質問はあ  
りませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（小泉和也） 末光議員

○議員（末光勝幸） 若干話が平行線のところもあろうかと思えますけれども、私は現在、介護に  
悩まれておられる方の見方でありますので、どうしてもそちらのほうに重点を置いて、質問となる  
ことをご了解願いたいわけですが、現在、愛媛県は、健康寿命といたしまして、現在100歳近い  
寿命が、選べつつあるわけですが、生きてるだけでなくって、健康な年齢っていうのが、愛媛  
県では、男で71.5歳、女で74.58歳、これ全国ですね、愛媛県の人働きすぎかもしれないけど、  
男性がワースト2位なんです。女性がワースト4位、このような状況でありますので、非常に、  
愛媛県、愛媛県と伊方と若干違うかもしれませんが、体力は弱られる方が早いペースでやって  
来るといふような認識で私はおります。

それで、団塊の日本中でですね、団塊の世代の約800人が800万人が後期高齢者となって、国民  
の5人に1人が75歳以上65歳は人口の3割を超える超高齢化社会が2025年にやって来ようとし  
ております。年をとっても住みなれた伊方町で生活したい。そういったことを支援するのに、包括  
的継続的ケアマネジメントの充実が非常に大切であると思っております。

以前、一般質問したときに、町長さんは日本一の子育ての町にするというような意欲を持ってお  
られましたけども、包括的継続的ケアマネジメントの充実で、日本一を目指すというふうな、伊方  
町実現をしてもらいたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（小泉和也） 只今の末光議員の大綱1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 補足は課長からしてもらいたいと思えますけれども、総体的に、子育て支援  
とともに、伊方町は高齢化率で県下で第2位47.5%の町であるわけでございます。議員おっしゃら  
れるとおり、健康な高齢者、いつまでもお元気で長生きしていただきたいという思いは、相通ずる  
ものがあるんだろうというふうに思います。そのための、一方では施設の整備も必要でありましょ  
うし、もう1つはご自宅で、あるいは自分の住んでおられる集落で、楽しく、元気に過ごしてもら  
うこと、これが大事なことなんだろうというふうに思っております。そういった考えに乗っ取りま  
して、先ほど答弁いたしましたように、モデル地区をまずつくって、そこで、健康相談なり、ICT  
を使って、また、将来的には、遠隔医療等にも結びつけていきたいなというふうに思っておりま  
す。

集落グループホーム化ということで、言わせていただいておりますけれども、自分の集落で、自分の家に住みながら、いろんな、福祉サービスが受けられる。受けることができるそんなまちづくりを目指してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小泉和也） 以上で、末光議員の一般質問を終わります。

次に、木嶋英幸議員一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（小泉和也） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） マスクを取らせていただきます。今回は、たくさんの質問が出てますので、時間を割愛するという意味でも挨拶は省かせていただいて、本題に入らせていただきます。

高門町政の2期目がスタートして1年半が過ぎました。1期でも「農業・水産業そして観光の振興」に取り組んでまいりました。2期の所信の際にも「佐田岬半島の豊かな自然を活かしたまちづくり」を推進したいと考えており「瀬戸頂上ライン整備の具体化」を進めてまいります。と明言されました。この場所は、南は太平洋・北は瀬戸内海・西は九州・東には松山空港の滑走路が見える360度の大きなパノラマがある「せと風の丘パーク」が中央にあり、自然も残っていて、人を引き付けるスポットとしては、半島の中でも指折りと数えられる場所だと私も感じております。町長がここにスポットを当て沢山の人が来られて、それに伴い観光などの地場産業が生まれたらいいなと願っており、是非実現して欲しいと思います。それとは裏腹に最近、小型風車の乱立、ソーラーパネルの設置が非常に目に付くようになりました。自然エネルギーの活用は世の中の流れなのかも知れませんが、少し慎重に検討しなければならない時期になって来たのではないのでしょうか。町長肝入りの先程申した「せと風の丘パーク」の入り口にも今年に入ってからだと思いますが、風車とソーラーパネルが設置されました。「せと風の丘パーク」へ行くのに必ず目に入る入り口の一角に自然環境に全く似つかわしくない構造物ができて驚きと言うより悲しい気持ちになりました。2期目スタートしてから何回くらい現地視察をされ、現状を把握されているのでしょうか。町独自の環境保護条例などを定め、法的に規制することはできないのでしょうか。また、契約時には撤退する時に産業廃棄物とみなされる物は全て撤去することの確約もお願いしたいと思います。所信を実現するためにも町長がリーダーシップをとって、このような事案が今後起こりにくい整備を整えて欲しいと思いますが、町長はどのようにお考えかお尋ねします。

私の知人で大分の片田舎が気に入って、移住し音楽活動をしていましたが、近年周りにソーラーパネルが張り巡らされてこんな環境ではフォークシンガーとして歌が作れないとの思いで東京に帰って行きました。日本人なら誰でも知っていると言っても過言ではないくらいの歌手なので大分県にとっても物心両面物凄い痛手となったそうです。今では後の祭りでも取り返しがつきません。こんなことにならないようお願いしたいと思います。

残り半期程になりました。町民にも分かるように環境整備や観光振興をどのようにいつ頃を目標にやろうとしているのかお答えください。

○議長（小泉和也） 只今の木嶋議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 木嶋議員の大綱1「環境保護と観光振興について」のご質問にお答えをいたします。

議員ご承知のとおり、私の今期の所信で、「佐田岬半島の豊かな自然を生かしたまちづくり」と「瀬戸頂上ライン整備の具体化」を表明をさせていただき、整備の具体化に取り組んでいるところでございます。

ご質問1点目の「2期目をスタートしてからの現地視察の回数や現状の把握」につきましては、いちいち回数を数えているわけではございませんので、明確な回数はお答えできませんが、この1年9か月の間に少なくとも7、8回、あるいはそれ以上の回数は訪れたと思っております。

三崎方面に行った帰りなどに、時間が許せば、瀬戸頂上線や風の丘パークなどを訪れ、自分自身の気持ちをリフレッシュさせるとともに、適宜状況の把握に努めており、先月の21日にむかいパークを訪れました際には、数十匹のアサギマダラの飛来を目にすることができ、思わぬ出会いに感激をいたしたところでございます。

その一方で国道197号線や瀬戸頂上線の沿線におきましては、議員ご指摘のとおり、小型風車及びソーラーパネルの設置が非常に多くなったことにつきましては、私としても把握をいたしております。

次に、2点目の「町独自の環境保護条例などの制定による法的な規制」につきましては、町における環境保全の分野の条例といたしまして、平成27年3月に、良好な環境を次の世代に引き継いでゆくために、町民、事業者、町の役割を明らかにし、環境の保全についての基本理念を定めた「伊方町環境基本条例」を制定いたしておりますが、この条例は、構造物の設置といった開発を規制するものではございません。

このようなことから、現在制定をいたしております「伊方町再生可能エネルギー発電施設の適正な設備・管理に関するガイドライン」により、現状の把握や指導を行っておりますが、これを条例化することで、ガイドラインに比べ抑止力や拘束力が一層強まると考えられますことから、本ガイドラインを条例化することについて、他市町の状況も含め調査・検討をいたしたいと考えております。

次に、3点目の「撤退時における産業廃棄物撤去に関する確約」につきましては、現在、町の観光商工課で「伊方町再生可能エネルギー発電施設等に関する窓口」を設置をいたしており、広報及びホームページでお知らせをしているところでございます。相談に来られた土地の所有者に対しましては、契約時に町のガイドラインに沿った適正な履行と撤退する時には業者が責任をもって撤去するような条文を入れるよう助言しているところでございます。

次に、4点目の「今後の環境整備・環境保護や観光振興」につきまして、まず、「環境整備・環境保護」につきましては、環境問題は、日常生活のごみから地球温暖化まで広範囲にわたっており、短期間では成果が表れ難く、長期的な視点に立った取り組みが必要であるため、「伊方町環境基本

計画」におきまして、計画期間は、平成 28 年度から概ね 20 年間といたしておりますが、計画開始から 6 年が経過したこともあり、町といたしましては、国等の環境政策の方向性を踏まえ、廃棄物の適正な処理や環境負荷の少ない社会の形成、多様な自然環境の保全をより高めるために、早期に計画の見直しを行い、環境関連施策を着実に推進したいと考えております。また、国が推進をしております脱炭素の実現に向けた、地球温暖化対策実行計画の区域施策編等につきましては、今回の補正予算で計上し、今年度中に策定することにいたしております。

次に、「観光振興」につきましては、町では、観光振興計画の策定を今年度の早いうちに行うとともに、昨年 12 月に設立をし、本年 3 月に観光庁から候補 DMO に認定をされました一般社団法人佐田岬観光協会では、運営基盤を強化し、今年度中の登録 DMO の獲得を目指すとともに、令和 4 年度からの 5 か年計画を策定し、6 月 4 日に役場前の駐車場で開催されました「海と風のマルシェ」をはじめ、観光振興施策・事業の積極的な展開等をとおして、「佐田岬半島の豊かな自然を生かしたまちづくり」、「瀬戸頂上ライン整備の具体化」に努め、現在進めております「地域博物館の整備」や「亀ヶ池温泉の再建」にも注力をし、自然と共生した環境にやさしい佐田岬観光ブランドの確立に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、木嶋議員の大綱 1 に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再質問を許します。木嶋議員、大綱 1 の再質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（小泉和也） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） はい。先ほどの答弁の中で、町長は普段よく現場にありという言葉が使われます。素晴らしいことで、今回も複数回訪れているとのこと。ホッとしました。

博物館も大分具体化してまいりました。町民にも利用していただいたり、親しんでいただける施設になればと願っております。メロディーライン沿いの環境も少しずつ整備されているようにも思われますが、町長が、やろうとしている構想での進捗状況として、どれぐらいと言える数字、もしくは、アバウトでもいいので、今の思いとして、これぐらいかなと言えるようなものがあれば、お答えください。

○議長（小泉和也） 只今の木嶋議員の大綱 1 再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 木嶋議員の再質問にお答えをする前に、ちょっと私言い間違いをしまして、佐田岬観光公社のことを佐田岬観光協会と行ってしまいました。佐田岬観光公社の間違いでございますので、訂正をさせていただきたいと思っております。どのぐらい私の思っていることが実現出来たかというふうなご質問でございます。夢は、かなり私あります。

その中で、まだまだ、緒に就いたところだというふうに思っております。豊かなこの佐田岬半島の自然を生かし、そして、施設整備は、佐田岬はなはなを出来ましたけれどもこれからできるよう

な施設を点と点を線で結んで、それで、三崎半島全体を皆さんが訪れて楽しんでいただけるようなそんな楽しい町、何よりも、今住んでいる、皆さん方が、本当にここに住んでよかったと思っ  
ているような、町にするためにはまだまだやらなければならないことが、たくさんあるというふう  
に自分自身思っております。でありますので、まだ、私の思っていることの10%、20%程度かな  
というふうに感じているところでございます。

今後とも、先ほどもございましたように、知恵は現場にあるということを常に思っております。  
議員の皆さん方、そして町民の皆さん方のご提言をいただきながら、まちづくりを進めてまいり  
たいと思っておりますので、ご提言、ご指導をよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再々質問を許します。木嶋議員、大綱1の再々質問はあ  
りませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（小泉和也） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 私も町長が今言われたように、本当これから、まだまだ、町として、住んで  
よかったというまちづくりをやっていたきたいなと思っております。それで少し、身近な具体的  
なことになるんですけど、今までに何回もお尋ねさせていただいたと思うんですけど、沿線沿いの  
雑木や伸びた草によって、せっかくの景色が、かなり損なわれるところが多いように、見受けられ  
ます。

そこで、伐採作業などをされている方たちのご苦勞もわかっているつもりですが、出来たら、関  
係機関とも連携して、伐採回数を増やしたり、他にも、いい方法がないか。お尋ねしたいと思いま  
す。

○議長（小泉和也） 只今の木嶋議員の大綱1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） メロディーライン線も含めてのことだというふうに思っておりますが、議員  
ご指摘のとおり、一部伐採をしたところの町民をはじめ、町外から訪れた方の評価より、ありが  
たい評価をいただいているというふうに感じております。是非いろんなところで、その伐採事業を進  
めてまいりたいと思っておりますけれども、いろいろと地権者があり、そして、町が仲介役となっ  
て、県が実際の作業をするといったような、調整が必要なところがたくさんあるわけございま  
す。

具体的には、建設課長からお答えをさせてもらいたいと思っておりますけれども、そういったところを  
調整しながら、少しでもできるところから、メロディーラインをはじめ、瀬戸頂上線も風の丘パー  
クも、昨年伐採をいたしましたけれども、引き続き、景観の保全保持に努めてまいりたいというふ  
うに思います。以上です。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（小泉和也） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） それではメロディーライン沿いの景観についての具体的な部分ということで、以前、これまでも、何箇所か、地権者や管理者の方々の協力を得ながら、かつての景観を深くすべく、伐採というものを何箇所か実行しました。実行に当たりましては愛媛県の協力をいただきながら実行したわけなんですけども、今後につきましても、地元的地権者、管理者の方々との調整、事前調査という部分に関しましては、町のほうが、建設課のほうが主体になって調整させていただく、実行に関しましては、愛媛県の事業の力を借りながら、進めていくというふうなことを基本に考えておまして、既に、以降の報告というものもある程度調査を進めているところでございます。

今後においても、そういったかつての景観、景色が復活できるように担当課としても、進めていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（小泉和也） 以上で、木嶋議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は11時から。

休憩 10時51分

---

再開 11時00分

○議長（小泉和也） 再開いたします。続いて、清家慎太郎議員、一般質問大綱1をお願いいたします。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（小泉和也） 清家議員

○議員（清家慎太郎） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書の内容にしたがって、一般質問をはじめさせていただきます。大綱1「新型コロナ感染警戒期における感染対策と社会経済活動の両立について」国にしろ、地方公共団体にしろ、行政にとっての最も重要な責務は、住民の命と暮らしを守ることをおいて他にございません。

現在それを脅かす存在である新型コロナウイルスは2019年12月に中国武漢において第1例目が報告されて以来、概算で先月26日までで世界の累計感染者数5億2千万人、死者数628万人、国内では累計感染者数870万人、死者数3万人。愛媛県では累計感染者数3万8千人死者数139人となっており、伊方町においては5月25日時点で124人の累計感染者数となっております。

国内感染者確認から今日に至るまでの間、社会経済活動の自粛・マスク常時着用・リモートの拡大など、発生前と比べてあらゆる状況が一変いたしました。

並行して数々の感染対策が模索され、その効果が表れたのか愛媛県内の感染状況については、増加は一定程度に抑えられ、全国でも低い水準、特に高齢者の方々の陽性確認数は大きく減少し病床使用率も改善されているとして、4月1日からは感染警戒期として感染対策と社会経済活動を両立する期間となっております。

その具体的な行動基準としていくつか示されており、例えば県外往来は一律の自粛は求めないが十分注意。会食では大人数・長時間を避けて認証店を推奨。県管理施設の利用時の制限緩和などが例に挙げられます。

国においても一定の制限はございますが、6月10日より訪日外国人観光客受け入れ再開の方向が示されました。

振り返って伊方町の状況を見ますと、5月26日現在の状況ですがほぼ毎日数人の感染者が確認され、中には後遺症に悩まされている事例もございますが、深刻な事態といえるほどの大きな増加はみられておりません。

そのように、県と同様の比較的增加を一定程度に抑えることができている状況が続いておりますので、経済や地域活動そして地域のつながりや交流などを取り戻すため、国や県の方向性と同じように、この2年半積み上げてきた感染対策を行いつつ、社会経済活動や地域活動を両立する方向が望ましいのではないかと考えます。

そこで、質問といたしまして、町としては感染対策と社会経済活動や地域活動の両立につきましてどのような指針・方向性をお考えかお伺いいたします。

○議長（小泉和也） 只今の清家議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 清家議員の大綱1「新型コロナ感染警戒期における感染対策と社会経済活動の両立について」のご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、基本的な感染回避行動の徹底やワクチン接種の推進等により、議員申されましたとおり、町内の感染状況は、県と同様に、増加は一定程度に抑えられ、6月20日現在の感染者数は、累計で134人となっております。県内でも感染者の数は低い水準となっております。また、65歳以上の高齢者の3回目のワクチン接種率は、約89%に達しております。

感染拡大防止にご協力をいただいた町民・事業者の皆様、また高い使命感のもとワクチン接種にご協力をいただきました医療関係者の方々に、厚く感謝を申し上げます。今後も、3回目のワクチン接種から5カ月が経過をした60歳以上の方など対象者の4回目のワクチン接種に全庁一丸となって取り組んでまいりますので、引き続き、一層のご理解とご協力をお願いする次第でございます。

一方、町内の経済状況は、コロナ禍で厳しい状況が続いており、物価の高騰などの影響も懸念される中で、ウイズコロナ、更にはコロナ終息後を見据えた社会経済活動の活性化が重要となっております。

ご質問の「町として感染対策と社会経済活動や地域活動の両立についてどのような指針・方向性を考えているのか」につきましては、議員が申されましたとおり、県では、医療現場の負荷やワクチン3回目接種の進捗状況等を総合的に勘案し、本年4月1日から警戒レベルを「感染警戒期」に切り替え、感染回避行動の徹底をはじめ、感染リスクの高い場所への出入りや会食に対する注意喚起

などについて県民・事業者の方々に協力依頼するとともに、利用時の制限を一部緩和した県管理施設の運営や「県内宿泊旅行代金割引・新みきゃん割」の延長、「えひめ南予きずな博」の開催など、感染防止対策を徹底したうえで、社会経済活動との両立を進めているところでございます。

町におきましても、県と同様に、町管理施設の亀ヶ池温泉、佐田岬はなはな、瀬戸アグリトピア、きらら館などでは、感染防止対策を徹底し通常どおり営業するとともに、先月の3日には「佐田岬はなはなリニューアル2周年記念セレモニー」と「はなはな祭り」、29日には「きららまつり」を開催をいたしましたほか、7月30日、31日に予定をいたしております「きはなはいや伊方まつり2022」の開催に向けて準備を行っており、今後のイベントにつきましても、感染防止対策に万全の態勢で臨み、臆することなく実施をいたしたいと考えております。

また、町内の社会経済活動や地域活動の維持・振興に資するため、4月から、町独自の支援策として、町内の事業所において、新型コロナウイルスに感染または、濃厚接触者が発生したことなどにより、その事業を休業または、縮小しなければならなくなった事業者に対し、「新型コロナウイルス感染症対策休業等支援金」の交付を行っており、これまでに2件交付いたしましたほか、「新規事業・事業継続チャレンジ支援事業、いわゆる「いーチャレ」におきましては、創業・起業支援事業に2件、事業継続支援事業に3件、地域づくり支援事業に1件、計6件の申請が出ており、申請に向けた相談も6件受けているところでございます。

今後も、国・県の動向を注視しながら、物価の高騰による景気の落ち込みに対応した消費喚起策などの社会経済対策に取り組むとともに、地域活動につきましても、感染防止対策に十分配慮をしながら、かつてのような活動の再開に向けての機運醸成に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、清家議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再質問を許します。清家議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（小泉和也） 清家議員

○議員（清家慎太郎） 町の方向性として、感染防止対策に万全を尽くして、イベントなりを臆することなく実施するということで、きはなはいや伊方まつりも実施の方向ということで、大変、やっぱり皆さん待ち望んでいた、そういうにぎわいって言うものが、また、復活してまいりますので、大変素晴らしいことだと思います。本当にその、町長もよく知恵は現場にあるというふうにおっしゃられるように私も、はなはなまつりや海と風のマルシェ、その空気感を感じに、足を運んだわけなんですけども、本当に皆さん、そういう、華やかなというか、人が集まる機会が望んでいたんだなというふうなことを感じました。そして、長期のコロナ感染者、あるいは、濃厚接触者に対する支援ということ配慮ということで、休業等支援金、これはもう本当に、感染された方、濃厚接触となられた方に寄り添った、非常に手厚い支援だなというふうに感じております。そしてあと、対策のことなんですけども、60歳以上の4回目の接種も視野に入れており、この議場に関しましても、こういうふうに参加が設置されておるわけなんですけども、以前のパーティションで

すと、これが三方取り囲んでおりまして、その三方取り囲まれた中を質問者が入れ替わるということで、非常にこう、万が一に誰かが感染したときの濃度というのが、心配やったわけなんですけども、今回、こういうふうにソーシャルディスタンスもとれている状態ですので、このように、一方だけのパーティションですと、ここに濃度が高くなるということもないので、対策についても、日々改善されているなというふうに感じるわけではございますが、ただ1点だけ残念なのがですね、もし私が感染していたらというふうに考えますと、私が終わって次の方に入るときに、質問者が入れ替わるときに、こう手で触ったりしますので、一応念のためですね、ここを消毒してもらったらなというふうなことを感じました。ちょっと最近、感染者数の発表は少なめになってますので、ちょっと大丈夫だろうかなというふうな空気がちょっとあるのかもしれないんですけども、もし感染者がいたとしたらというふうな、頭の入れ方でこれからの感染対策も取り組んでいただきたいというふうに思います。

そして、経済対策につきましてなんですが、町長もおっしゃられたように、町内の経済状況は、この中で大変厳しい状況が続いておりまして、それにさらに、いろんな要因による物価高騰で景気が落ち込んでいるというふうな話がございました。

そこで、それに大変有効やと思うのが過去、やっていただきましたプレミアム商品券ですね。これが、消費喚起策っていうところには非常に、消費意欲が湧く事業というか、というふうに感じますので、過去のをそのまま持ってくるっていうふうな、形でも結構ですし、形を変えたりというふうなことでも構わんですが、今年度もですね、実施していただけたらと思うんですが、そういうプレミアム商品券、あるいはそれに類するような事業を行われるような気持ちはあるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（小泉和也） 只今の清家議員の大綱1再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 清家議員の再質問に対して、答弁をさせていただきます。まず、議場の管理につきましては、議長の指導のもと、相談をさせて、対応をさせていただけたらというふうに思います。

さらに、ご提言がございましたプレミアム商品券、これは、町内の景気刺激策として、非常に有効な手段の一つであるというふうに思っております。大変、厳しい現下の状況であり、今日のニュースでも、諸々の値上げの商品の値上げがニュースもやっておりましたけれども、これから、いろいろなものが、値上げラッシュが想定されるわけでございます。そういった中で、町民の皆様方に、どういった対応をすれば、喜んでいただけるのか、プレミアム商品券の発行も一つの大きな選択肢でございます。過去には、水道料金の基本料金の減免といったことも、させていただきました。

さらには、諸々の経済対策も考えられるわけでございます。そういった中で、どういった、施策の組合せが、町民にとって、また町内の経済活性化にとって、有効であるかっていうことは、十分検討させていただいてせつかくの議員のご提案でございますので、プレミアム商品券の発行という

ことも、大きく念頭に置きながら、今後、政策を詰めさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再々質問を許します。清家議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（小泉和也） 清家議員

○議員（清家慎太郎） 感染対策につきましては、先ほども申しましたとおり、本当にこうも感染者がいたとしたら、他の人にうつさないというふうな、気持ちでの対応をお願いしたいと思います。それからのプレミアム商品券かそれに類する事業なんですけども、だんだん日が経つにつれて値上げの波も襲ってきて、後になるほど、気持ちが進んでいきますので、出来ましたら、9月補正ぐらいで、出来たらなあというふうに思うんですが、最短で9月補正とかで実施しようというふうなお気持ちはあるかどうか、最後にお伺いいたします。

○議長（小泉和也） 只今の清家議員の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 再々質問にお答えをさせていただきます。今職員にも、アイデアを出してくれということで投げかけております。そういったものを取りまとめて、9月補正には何らかの案を示せるように、取りまとめてまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（小泉和也） 以上で、清家議員の一般質問を終わります。

続いて、田村義孝議員一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（小泉和也） 田村議員

○議員（田村義孝） マスクを取って失礼をいたします。それでは、議長から一般質問の許可をいただきましたので、一般質問の通告にしたがって質問をさせていただきます。なお、木嶋議員と少しかぶったところがありましたので、少し掘り下げて質問のほうをしていきたいと思います。

それでは、大綱1「再生可能エネルギー発電施設について」お尋ねいたします。

最近、小型の風車が設置されるのをメロディーライン上で特に目にします。先日、私の方に町民の方から小型風車の件で相談がありました。担当課が把握していない場所での小型風車設置の工事があり、「以前に建設反対で伝えていたら突然、下請け業者が工事に来て驚いた」ということでしたので、担当課に伝え、業者に連絡をとっていただき、ガイドラインの存在を伝えガイドラインにそった対応をお願いしたような状況でした。後で本工事ではなく地盤調査のための工事とわかりましたが、丁寧な説明をしないと住民は困惑をいたします。その事例においては、経済産業省にFIT（固定価格買い取り制度）申請をし、地権者に土地を借りる約束をした業者が権利を転売して別の業者に権利を渡しており、権利購入された側が言うには権利を買ったときに近隣の了承は得ている

と販売業者からは説明をされていたようです。権利の転売は合法ということですが、長い期間の設置になりますから、近隣住民に対して都度都度、丁寧な説明をしないと不信感が募ります。

当町には「伊方町再生可能エネルギー発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」があり設置に関することを定めていますが、必要なくなったときに、適切に撤去されるのだろうか、放置されはしないだろうかという不安が残ります。住民の皆さんの不安をなくすためにも、もっと規制を強めたりチェック機能が強化できる必要があると感じます。

そこで、3点についてお尋ねをいたします。現在、町内に増えている風車、太陽光パネルなどの小型発電施設について、町はどのように認識・把握をし、ガイドラインの中にもありますように指導や助言をしているかお尋ねいたします。2点目、今のガイドラインは設置業者の良心にたよって、設置を自己申告していただく制度となっていると思いますが、伊方町再生可能エネルギー発電施設等の設置に関する届出書の関係書類に事業計画（事業実施体制、保守点検及び維持管理体制、緊急時の連絡を含む）及び資金計画（事業開始から撤去まで）、関係する自治会・住民への事業説明状況報告書及び説明会資料の写しの提出とありますが、撤去費用の積み立てなどはどのぐらいの頻度でどのようにチェックをしているかお尋ねします。また、自治会・住民への事業説明状況報告書の確認はどのようにしているかも合わせてお尋ねをいたします。3点目、町長も自然を活かした観光まちづくりをかかげておられますが、特に半島の尾根を縦断する国道197号線、通称佐田岬メロディーラインと県道256号佐田岬三崎線は、佐田岬灯台へ至るルートであることから、伊方町景観計画の重要区域となっております。次世代に佐田岬のすばらしい景観をつないでいくためにも伊方町景観条例と伊方町景観計画にのっとり、この区間は設置をしないように規制はできないでしょうか。また、ガイドラインを条例化をすることでチェック機能を強めることはできないでしょうか。

以上、3点についてお尋ねをいたします。

○議長（小泉和也） 只今の田村議員の一般質問大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 田村議員の大綱1「再生可能エネルギー発電施設について」のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、メロディーライン上で小型風車が特に目に付くようになり、今後、放置や撤去に関する課題にも取り組む必要があると考えております。

まず、ご質問1点目の「風車、太陽光パネルなどの小型発電基事業者から提出をされましたガイドラインに基づく届出施設の把握や指導」につきましては、町内には、58基の大型風力発電施設以外に、平成30年9月に制定をした「伊方町再生可能エネルギー発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」に基づき、令和4年3月31日現在で、小型風力発電施設につきましては、国が事業計画を認定をしております88基のうち、町に67基の設置届出があり、太陽光発電施設は、国認定の62件のうち、町に45件の届出がございます。

町では、ガイドラインに基づき、事業者から提出をされた届出については、チェック表により届出書、事業計画書、事業予定地の位置図など 11 項目にわたって確認・把握し、不備があれば訂正や再提出を求めるなどの指導を行っております。なお、届出がなされていない事業者には、資源エネルギー庁の事業計画認定情報から事業者を特定し、届出書の提出を求めているところでございます。

次に、2 点目の「撤去費用の積み立てや自治会・住民への事業説明状況報告書の確認」につきましては、まず、撤去費用の積み立てについてであります。再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法、いわゆる「再エネ特措法」でございますけれども、この第 15 条の 6 の規定に基づき、大量排出の時期を控えている太陽光発電施設につきましては、本年 3 月 31 日付けの積立対象とする旨の告示により、積み立てを義務化する制度が創設をされ、7 月から国の指定機関に対し、最も早い事業の積み立てが開始をされ、公表されることになっておりチェックができるようになります。

一方、風力発電施設には、同法による積立義務はなく、国のガイドラインにより「計画的な積立等により、廃棄費用の適切な確保に努めること」といった内容になっておりますため、設置事業者に対し、これを求めてまいりたいと考えております。

自治会・住民への事業説明状況報告書の確認につきましては、地元関係者の理解を得るため、事業者が地元区長さんを通じ説明会を開催した場合は、町がその結果報告を受けて確認することにしており、開催しない場合には、地元区長さんの事業に関する同意書を届出書に添付させることで確認をしております。なお、町の観光商工課で「再生可能エネルギー発電施設等に関する窓口」を設置し、広報・ホームページでお知らせをいたしておりますので、事業者へ土地を提供される方が相談に来られたら、契約時にガイドラインに沿った適正な履行と撤退時には事業者が責任をもって撤去するような条文を入れるよう助言することにいたしております。

次に、3 点目の「景観条例と景観計画に則った規制」につきましては、まず、伊方町景観条例と伊方町景観計画による規制に関しましては、本条例が、開発行為等の全てを対象に、形態や規模、色彩及び緑化などを景観形成基準に定め、良好な景観の形成を図る事を目的としたものであること及びご指摘の重要区域につきましても、佐田岬半島の自然景観を「守るべき資源」と位置付け、佐田岬灯台周辺及び広域連携軸でありますメロディーラインと県道佐田岬三崎線の沿線を広範囲に指定しておりますことから、本条例と計画において、特定の工作物に限って設置を規制するという事は困難であります。

しかしながら、佐田岬半島の景観を後世に残すことは重要な責務であると強く認識をいたしておりますので、今後におきましても、本条例の基本理念に基づき、再生可能エネルギー発電施設を含め、開発行為等に関し、協議や指導を通じて景観の保全に努めてまいります。

また、「ガイドラインの条例化によるチェックの強化」につきましては、条例は、ガイドラインに比べ抑止力や拘束力が一層強まることから、条例化につきまして、先ほど申し述べましたように他市町の状況も含め調査・検討をいたしたいと考えております。

以上、田村議員の大綱 1 に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再質問を許します。田村議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（小泉和也） 田村議員

○議員（田村義孝） 今ほどの町長の答弁と説明を聞きまして、町民の安心、さらには、佐田岬の自然景観を守るというところで、思いは同じということで、大変安心をいたしました。

ちょっと具体的な事例になるわけですが、先ほども、町長が答弁の中で言われたように、伊方町景観条例に関しての規制は、特定の構造物に限っては難しいということと言われました。

伊方町景観条例9条1号及び景観条例施行規則第5条12によれば、再生可能エネルギー施設の建設に当たっては、現在届出が不要となっております。この届出を、条例に盛り込むことで、事前の問合せで、ほかの場所への設置を促すとか、そういうような交渉もできるのではないかと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

また、ガイドラインを条例として、グレードアップすることによって、ということと言われたのですが、なかなかその条例化するというのは時間もかかってくると思いますので、現在そのガイドラインの中に、事業者の変更であるとか、事業内容の変更の際には、自治体に届けるということの情報がないのですが、この情報をガイドラインのほうに、たちまち入れ込むということも考えていただきたいと思うのですが、この2点について、お尋ねをいたします。

○議長（小泉和也） 只今の田村議員の大綱1再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） ちょっと1点目の内容がはっきり、把握しきれてないかも分かりませんが、条例化をする、ガイドラインをつくったもとの目的が、当時、小型発電の風車がどんどん建ち始めております。その折に今、議員ご指摘のような心配がございます。それで、せめて、国の許認可事業でございまして、国が許可したもの、それから、個人間で、事業の設置が、契約が成立したのに対して、町がどういったことができるかということを検討した結果、全て、所有者、転売も、心配されるところでございましたので、所有者が誰であるかということは、はっきりさせて、そして、後々の撤去に対しても、指導ができるようなそんなためのガイドラインをつくるというふうな趣旨をこのガイドラインをつくったわけでございます。ご指摘のような点が抜けておりましたら、条例化も含めた中で、その点についても、入れ込むような検討をしたいというふうに思います。

補足がありましたら、建設課長から答弁をさせますので、以上でございます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（小泉和也） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） はい、失礼いたします。先ほどの質問の中での、景観条例に基づく適用除外っていう部分に関してのご質問だと思います。9条関係、届出の適用除外っていうものを示し

た条文でありまして、これ、に関しては規則で定めるところで、確かにその規則の部分に関しては、12項におきまして再生可能エネルギー発電施設と、いうふうな表記がなされております。

ただし、この景観条例自体につきましては、景観法に基づいて策定されたもので、これは地域の実情に応じて、独自に策定できるのが最大の利点であります。

そういった中でこういった条例を策定しておるものではございますが、そもそもこの規則の中にはですね、建築する工作物、建設、建築物、開発行為というものの・・規模というものに基づきまして、届出の義務化してるということになっております。当然、再生可能エネルギー発電施設というのは、当然、風力、太陽光、あるわけでございますが、それらも、規模、要するに高さでありますと面積、そういったものの規模に応じては、届出が必要な構造にあたるというふうなところで、条例上、届出を義務付けておるといふところが今回の条例の解釈になるかと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（小泉和也） 暫時休憩いたします。

休憩 11時37分

---

再開 11時40分

○議長（小泉和也） 再開いたします。只今の答弁に対する再々質問を許します。田村議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（小泉和也） 田村議員

○議員（田村義孝） 太陽光パネルに関してなんです、やはり、太陽光パネルっていうのは、全国的にもこういう伊方町と同じような設置の状況があるようでして、南予の自治体とかにも問合せしてみたんですが、結構同じような問題を抱えているようです。で、先ほども町長が言われたように、やはりその条例に昇華することで、やっぱり業者からの問合せが減ったりとか、設置に対してこう慎重な姿勢になったりとかということがあつたようなので、ぜひ、その条例の制定を慎重に、やっていただきたいと思っております。

ちょっと参考までに言いますと、その自治体では、禁止区域と抑制区域というものを求めて、そのように区分をつくったりとかですね、あとは、太陽光が急傾斜地に設置されないように、角度を明確に規定したりとか、先日の雨のときに、土砂の流出とかがないかどうかと思つて現場のほうへ、私もちょっと伽藍山の方なんです、尋ねてみましたら、やっぱりかなり勾配のきついところに設置がされて、他の自治体では、土砂の流出がないように、緑地体を設けたりなんかということもあるんですが、そういうことは一切なされてなかったんで、緑地体を設けるであるとか、急傾斜地の設置に関しては傾斜角をきっちり決めるとか、そういう具体的なところを、条例でも定めて、町民の安心につながるようにしていただきたいと思つておりますが、この件について、いかがでしょうか。

○議長（小泉和也） 只今の田村議員の大綱1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） はい、再々質問にお答えをさせていただきます。まず、太陽光パネルについては全国的な問題になっておりまして、先ほど答弁申し上げましたように、特措法の関係で、撤去費用の積立ってというのは、義務付けられることとなったわけでございます。他に、この設置に関して、国のほうの指導、要望も、随時、変更をしておるようでございますので、その辺は特に精査をさせていただきたいというふうに思い、さらに、他市町で、地域を限定してというところは、かなり町並み保存地区でありますとか、そういったところを指定をしておるよう聞いております。伊方の場合、くえてるというところは、現在のところちょっと難しい部分だろうというふうに思いますけれども、ご指摘のように自然災害、それを設置することによって、災害の恐れがあるといったところは、恐らく国のほうでも規制がされてるだろうというふうに思いますけれども、今回の、もし、条例の改正、改定する条例を制定することになりましたら、そういうところも視野に入れて、どういったものかというところを詰めていきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（小泉和也） 以上で、田村議員の一般質問を終わります。

続いて、加藤智明議員、一般質問大綱1をお願いいたします。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（小泉和也） 加藤議員

○議員（加藤智明） 議長の許可をいただきましたので、通告にしたがいまして、質問してまいりたいと思います。理事者の皆様には、わかりやすいご答弁お願い出来たらと思います。

本日は、「高齢者への生活支援サービスと介護難民、介護従事者の確保について」お尋ねします。

ご存じのとおり、伊方町の高齢化率は令和3年度の時点で約48%となっており、県内でもトップクラスの高齢化率となっています。

もちろん、伊方町だけの問題ではなく、日本全域において、今後、更に高齢化が加速し、介護のニーズも増加することが見込まれる一方で、2040年に向けて現役世代の介護従事者が急減し、介護人材の確保が更に困難になることが見込まれています。

日本全国でも高齢化が進む中、介護難民を初め、老々介護、認々介護等の介護問題も浮上し、国も対策を取り始めておりますが、間に合っていないというのが現状ではないでしょうか。

町民の方からも、「もっと施設や介護ヘルパーさんを増やしてサービスを充実させてほしい、なぜ増やさない、町外の施設に行くよりは地元に残りたい」といった言葉や買い物やゴミ出しといった、重い荷物を運ぶことに困っているから生活支援サービスを増やしてほしいといった声をよく耳にします。伊方町特有の合力も、年々、機能しにくい状況になってきております。

伊方町としても状況の把握、対策はしていると思うのですが、その中で3点ほどお尋ねいたします。1点目に、高齢者の一人暮らしや老々介護、認々介護といった居宅介護が必要な高齢者にどういった生活支援サービスが行われているのか。

2点目に、伊方町内において、介護施設待機者はどれくらいの方がおられるのか、今後どの程度まで増えると予想されているのか。

3点目に、介護従事者不足だと聞いておりますが、今現在の状況と今後の対策についてお尋ねいたします。

○議長（小泉和也） 只今の加藤議員の一般質問大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 加藤議員の大綱1「高齢者への生活支援サービスと介護難民、介護従事者の確保について」のご質問にお答えをいたします。

議員が申されましたとおり、伊方町の高齢化率は令和3年度の時点で47.5%となっており、県全体の高齢化率32.8%を大きく上回り、県内20市町で2番目に高くなっております。

また、第8期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画では、本町の2040年の推計人口が4,082人、その内、高齢者が2,452人で、高齢化率は、60.1%になると見込まれており、更に、第1号被保険者に占める要介護認定者の割合を表す要介護認定率は、令和3年度の22.9%から、2040年には26.1%になると見込まれ、今後の介護保険サービス利用量の増加に対応するためには、サービスの供給体制の整備をはじめ、質の高いサービスが提供できる環境づくりが重要でございます。

ご質問1点目の「高齢者の一人暮らしや、老々介護、認々介護といった在宅介護が必要な高齢者への生活支援」につきましては、町民の半数近くが高齢者で、4人に1人以上が後期高齢者となっている現状を踏まえ、町では、町内各地域で暮らしてきた高齢者が、今後も住み慣れた地域で生活を継続でき、自宅を中心に、自立した日常生活を続けられる地域社会の実現に向け、保健、医療、福祉、介護、地域活動、住宅などの各分野において、必要な高齢者が必要なサービスを受けられますよう、関係機関が連携し包括的な取組を進めているところでございます。その中で、特に医療と介護の連携を強化し、高齢者にとって暮らしやすい地域社会づくりを目指しており、高齢者に対する具体的な生活支援サービスとしましては、寝たきり老人等介護手当支給事業。紙おむつ等支給事業。高齢者配食サービス事業。高齢者見守り事業。給食サービス事業などを実施しているところでございます。

次に、2点目の「町内の介護施設待機者数」につきましては、町内の介護施設には、三崎つわぶき荘、瀬戸あいじゅ、よろこび大久の「認知症対応グループホーム」3施設と、つわぶき荘、三崎つわぶき荘、瀬戸あいじゅの「特別養護老人ホーム」3施設がございます。

待機者の現状につきましては、令和4年2月末現在の実人数で、認知症対応グループホームが71人、特別養護老人ホームが115人となっており、今後の待機者につきましては、2040年には、認知症対応グループホームが43人、特別養護老人ホームが67人と想定をしております、それぞれの介護施

設の待機者数は減少する見込みとなっておりますが、町民からの要望等に応えるためにも、伊方地域に認知症対応グループホームの新設を検討しているところでございます。

次に、3点目の「介護従事者の現在の状況と今後の対策」につきましては、議員ご指摘のとおり、介護従事者の不足は、伊方町におきましても深刻な問題で、サービスの低下や労働環境の悪化による離職、ひいては、経営の悪化を懸念いたしております。

介護従事者の現状につきましては、事業所によって異なりますが、不足している事業所もあれば、従事者の高齢化等により、今後の従事者の確保を懸念している事業所もあるのが現状でございます。

今後の対策といたしましては、昨年9月に、町内の介護サービス事業所の人材確保及び定着促進を図るために新設をした、介護雇用創出事業。外国人介護人材受入支援事業。介護人材再就職支援事業。介護職員等家賃支援事業の4事業について、一層の周知に努め、活用の促進を図るとともに、事業者の職員を交えた「勉強会」においても、人材の確保や育成の課題について検討しているところであり、引き続き、介護人材の確保を支援することといたしております。

今後とも、町民、介護従事者の声にしっかりと耳を傾け、高齢者が健康を維持し、生きがいをもって、誰もが安心して地域で暮らせるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、加藤議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再質問を許します。加藤議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（小泉和也） 加藤議員

○議員（加藤智明） 丁寧な説明ありがとうございました。生活支援サービスの中でですね、高齢者、配食サービスと給食サービスの違いについて、教えてほしいのと、生活支援サービス、65歳以上なら誰でも受けれるのか、その確認とですね。新しい、認知対応グループホームの新設を検討されているということですが、このグループホーム、つくるということは、新しい従事者も必要、職場で働かれる方が必要なんです、その方達の確保というのはどういうふうに考えているのか、そして、外国人、昨年9月に人材確保、定着促進のための外国人介護人材受入れ支援、始められたということですが、この事業に対しての進捗状況、教えていただけたらと思います。

○議長（小泉和也） 只今の加藤議員の大綱1再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 事務的なことについては、担当課長から答弁させていただきます。認知症グループホームの人材確保につきましては、先ほども答弁いたしましたとおり、私も非常に心配をしているところでございます。新設に当たりまして心配していることを3点申し述べさせていただきましたけれども、その一つの大きな、懸念材料が、従事者の人材確保であるわけでございます。

そのために、先ほど申しましたような事業4点、去年から実施をしているわけですが、まだまだ、周知不足もございまして、満足な人材確保には至っていないというところが、現状でござい

ます。事業所は、一生懸命、各高校にも、卒業生の確保に回っていただいたり、様々な面でご努力をいただいておりますけれども、これは、まだ解決には至ってないというところであるというふうに思っております。私からは、以上でございます。

○保健福祉課長（中田克也） 議長

○議長（小泉和也） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中田克也） はい、高齢者配食サービスと、給食サービスの違い、事業内容についてでございますが、まず、高齢者配食サービスにつきましては、栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、当該利用者の安否確認や相談助言を行い、関係機関への情報提供を行うこととするもので、対象者でございますが、おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯、または身体障がい者で、調理困難な世帯で、配食サービスを希望する者となっております、内容につきましては、週1から3回、1食500円で提供しているものでございます。給食サービスにつきましては、毎月1回、食事の提供を行う。夕食分でございます、対象者につきましては、おおむね75歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯、寝たきり等で、調理困難な世帯で、毎月1回、夕食分、7月から5月につきましては、ヤクルトの配布を行っている事業でございます。

以上でございます。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再々質問を許します。加藤議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（小泉和也） 加藤議員

○議員（加藤智明） やはり人材確保という問題とても大きいように思います。その中でですね、人材確保のために、今、町政がどういった、確保のために動かれている、計画している、検討しているということがあるのか。私なんかあの、ただ単純に、一度給料を上げてみればいいんじゃないかという安易な考えを持ってらんですけれども、そういった考えもあるのかどうかを含めてですね。お答えいただけたらと思います。

○議長（小泉和也） 只今の加藤議員の大綱1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

12時になりましたが、一般質問が終了するまで、延長したいと思います。よろしいですか。（「はい」の発言あり）

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） はい、人材確保につきましては、国のほうでも、課題として、取上げているというふうに記憶をしております。そのために、介護人材の時給アップを期さない覚悟で打ち出して、先般、その事業に則って、町の方でも予算付をしたというところであるわけでございます。

町の方では、先ほど述べましたように、介護雇用創出事業、外国人介護人材受入れ支援事業、介護人材再就職支援事業、介護職員等家賃支援事業、こういったものを通じて、事業者が、少しでもいい人材を獲得できるような支援策を行っているところでございます。以上です。

○保健福祉課長（中田克也） 議長

○議長（小泉和也） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中田克也） 先ほどの質問でちょっと回答漏れがありましたので、回答させていただきます。

まず、65歳以上の方なら誰でも認知症対応グループホーム、65歳以上の方なら誰でも、配食サービス、給食のサービスを受けれるかという質問でございましたが、一つの事業につきましても、誰でもというわけではございません寝たきり老人の方が対象となっておりますし、高齢者、配食サービスにつきましても、身体障害者等で、調理困難な世帯の希望するものとなっているものでございます。

それと、もう一つ認知症対応グループホームの二つの確保についてでございますが、二つ目につきましては、町で建設したならば、指定管理で行うこととする計画でございましたので、そこら指定管理業者がまだ決まっておりませんので、指定管理業者が決まり次第、そこらは町と協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（小泉和也） 以上で、加藤議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は、13時から。

休憩 12時03分

---

再開 13時00分

### 報告第1号

○議長（小泉和也） 再開いたします。日程第5「令和3年度伊方町一般会計継続費繰越計算書について」報告第1号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（小泉和也） 副町長

○副町長（濱松一良） 報告第1号 令和3年度伊方町一般会計継続費繰越計算書についてご説明いたします。

地方自治法第212条第1項の規定により、先の第55回臨時会でご承認いただいております、令和3年度伊方町一般会計継続費について、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、5月31日付けで、繰越計算書を調製いたしましたので、同条同項の規定により報告するものでございます。

亀ヶ池温泉本館再建工事設計委託業務につきましては、継続費の総額を3,863万2千円とし、その内、令和3年度の年割額となる1,100万円から、支出済額990万円を差し引いた110万円について、翌年度に繰り越すものでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（小泉和也） 報告事項ですが、質疑があれば、承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号「令和3年度伊方町一般会計継続費繰越計算書について」を閉じます。

### 報告第2号

○議長（小泉和也） 日程第6「令和3年度伊方町水道事業会計継続費繰越計算書について」報告第2号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○上下水道課長（山藤一也） 議長

○議長（小泉和也） 上下水道課長

○上下水道課長（山藤一也） 報告第2号 令和3年度伊方町水道事業会計継続費繰越計算書について、ご説明いたします。

先の第64回定例会でご承認いただいております、令和3年度伊方町水道事業会計継続費について、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、5月31日付けで、継続費繰越計算書を調製いたしましたので、同条同項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、重要給水施設管路等耐震化事業で、翌年度通次繰越額は1億615万円でございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（小泉和也） 報告事項ですが、質疑があれば、承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号「令和3年度伊方町水道事業会計継続費繰越計算書について」を閉じます。

### 報告第3号

○議長（小泉和也） 日程第7「令和3年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について」報告第3号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（小泉和也） 副町長

○副町長（濱松一良） 報告第3号 令和3年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご説明いたします。

先の第68回定例会でご承認いただいております、令和3年度伊方町一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、5月31日付けで、繰越計算書を調製いたしましたので、同条同項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、定年の引上げ等に伴う例規整備支援業務他 20 事業で、翌年度繰越額は総額で 7 億 4,788 万 8 千円でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（小泉和也） 報告事項ですが、質疑があれば、承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第 3 号「令和 3 年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を閉じます。

#### 報告第 4 号

○議長（小泉和也） 日程第 8「令和 3 年度伊方町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」報告第 4 号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○上下水道課長（山藤一也） 議長

○議長（小泉和也） 上下水道課長

○上下水道課長（山藤一也） 報告第 4 号 令和 3 年度伊方町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、ご説明いたします。

先の第 68 回定例会でご承認いただいております、令和 3 年度伊方町公共下水道事業特別会計繰越明許費について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、5 月 31 日付けで、繰越計算書を調製しましたので、同条同項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、伊方町公共下水道管路施設ストックマネジメント修繕改築計画等策定業務他 1 事業で、翌年度繰越額は、総額で 2,412 万 1 千円でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（小泉和也） 報告事項ですが、質疑があれば、承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第 4 号「令和 3 年度伊方町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」を閉じます。

#### 議案第 43 号

○議長（小泉和也） 日程第 9「町長の専決処分事項報告について（伊方町税条例等の一部を改正する条例制定）」議案第 43 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（林 栄作） 議長

○議長（小泉和也） 町民課長

○町民課長（林 栄作） 議案第 43 号 伊方町税条例等の一部を改正する条例制定の町長の専決処分事項報告について、提案理由をご説明いたします。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和 4 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、伊方

町税条例等の一部を改正する必要があるため、令和4年3月31日、専決処分したものでございます。

主な改正点は、1点目は、土地に係る固定資産税等の負担調整措置。2点目は、住宅ローン控除制度を見直すものでございます。

それでは、改正内容は、新旧対照表で説明させていただきますので、参考資料、新旧対照表をお開き願います。

資料1頁上段の第18条の4、納税証明書の交付手数料及び資料7頁下段の第73条の2、固定資産課税台帳の閲覧の手数料についての改定の内容は、DV被害者等保護のための住所情報の公開に関する見直しでございます。

1頁にお戻りください。中段の第33条(所得税の課税標準)の第4項、2頁の第6項については、総合課税又は分離課税を、確定申告書の記載によってのみ適用するものでございます。

2頁下段から3頁の第34条の9(配当割額または株式等譲渡所得割額の控除)の第1項、第2項については、総合課税又は分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を、確定申告書の記載によって行うものでございます。

13頁をお願いいたします。中段の附則第16条の3(上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例)第2項は、申告分離課税を所得税での適用がある場合に限り適用するものでございます。

14頁下段の附則第20条の2(特例適用利子等及び特例適用配当等にかかる個人住民税の課税の特例)第4項と15頁の附則第20条の3(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)第4項及び16頁の第6項は、申告方式の選択に係る規定の整備でございます。

具体的には、今回の改正は、現行の制度では、所得税・住民税において、それぞれ異なる申告方式の選択が可能となっておりますが、課税の公平性の観点から、所得税と住民税の課税方式を一致させようとするもので、例えば、所得税で総合課税方式を選択すれば、住民税においても総合課税方式となるよう改正するものでございます。

8頁にお戻りください。中段の附則第7条の3の2、住宅借入金等特別税額控除の延長の見直しでございます。

所得税から控除しきれなかった額について、一定額を限度に、翌年度の個人住民税額から控除できる措置が講じられています。

最後に、12頁中段の附則第12条(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)については、法律改正にあわせての改正でございます。

令和4年度に限り、商業地等(宅地のうち非住宅用地と雑種地のうち宅地並みの評価であるもの)に係る課税標準額の上昇幅を半減させる措置を講じ、税負担軽減措置として、新築住宅に係る課税標準の特例措置を2年間延長するものでございます。

なお、この条例は、令和4年4月1日からの施行でございますが、上場株式等の配当所得等に係る課税方式等については、令和6年1月1日から、住宅借入金等特別税額控除の延長・見直し等に

については、令和5年1月1日からとなっております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第43号「町長の専決処分事項報告について（伊方町税条例等の一部を改正する条例制定）」は、原案のとおり承認されました。

#### 議案第44号

○議長（小泉和也） 日程第10「町長の専決処分事項報告について（伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）」議案第44号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（林 栄作） 議長

○議長（小泉和也） 町民課長

○町民課長（林 栄作） 議案第44号 伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の町長の専決処分事項報告について、提案理由をご説明いたします。

本案は、地方税法等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に施行されたことに伴い、伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、令和4年3月31日専決処分したものでございます。

今回の主な改正点は、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるもので、これは、医療給付費が増加している中、所得の高い人の上限を引き上げることで、相対的に中間所得層の税負担が上がりやすいよう調整しようとするものでございます。

それでは、改正内容は、新旧対照表で説明させていただきますので、参考資料、新旧対照表をお願いいたします。

1頁をお願いいたします。第2条第2項の国民健康保険税基礎課税額に係る課税限度額の引上げにつきましては、これまでの63万円から65万円に2万円引き上げるものでございます。

次に、同条第3項の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げにつきましては、これまでの19万円から20万円に1万円引き上げるものでございます。

介護給付金課税額に係る課税限度額は、現行の17万円から据え置きであるため、国民健康保険税の総額では、3万円増の102万円となります。

次に、第21条の国民健康保険税の減額につきましては、国民健康保険税の減額があった場合も減額して得た額が課税限度額を超える場合には、限度額に据え置かれることから、同様に課税限度額を改正するものでございます。

なお、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第44号「町長の専決処分事項報告について（伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）」は、原案のとおり承認されました。

### 議案第45号

○議長（小泉和也） 日程第11「町長の専決処分事項報告について（令和4年度伊方町一般会計補正予算（第1号）」議案第45号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 議案第45号 令和4年度伊方町一般会計補正予算（第1号）の専決処分事項報告について、説明を申し上げます。

補正内容は、現在、仮営業中の亀ヶ池温泉の温水ボイラーが2台の内1台が故障のため、残る1台も同時期に整備していることから、同様の故障により、今後の営業に支障が出ることがないよう、2台とも取替えを行うための経費で、急を要するため、令和4年4月5日付けにて専決処分したものであります。

予算額は、歳入歳出の予算総額の変更を行わず、歳出予算科目の組替えを行ったものでございます。

歳出の組替えといたしまして、7款商工費に温水ボイラーの取替えに要する経費として、1,049万4千円を計上し、2款総務費に組替え用財源として、財政調整基金積立金1,049万4千円を減額しております。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第45号「町長の専決処分事項報告について（令和4年度伊方町一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり承認されました。

## 議案第46号

○議長（小泉和也） 日程第12「町長の専決処分事項報告について（令和4年度伊方町一般会計補正予算（第2号）」議案第46号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 議案第46号 令和4年度伊方町一般会計補正予算（第2号）の専決処分事項報告について、説明を申し上げます。

補正内容は、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響が、長期化する中での支援策として、家計急変により受給資格があるにもかかわらず、申請がないことにより給付金を受け取ることができていない世帯及び食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、給付金を支給する事業に要する経費でございまして、急を要するため、令和4年5月25日付にて専決処分したものであります。

予算額は、歳入歳出それぞれ2,899万7千円を追加し、総額を99億3,101万7千円とするものであります。

歳出といたしまして、3款民生費に住民税非課税世帯等臨時特別給付事業に、2,046万6千円、子育て世帯生活支援特別給付事業に、853万1千円を計上し、これに対します歳入として、14款国庫支出金2項国庫補助金に、住民税非課税世帯等臨時特別給付費補助金に、2,046万6千円、子育て世帯生活支援特別給付費補助金に、853万1千円、いずれも歳出と同額を計上いたしております。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第46号「町長の専決処分事項報告について（令和4年度伊方町一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり承認されました。

## 議案第47号

○議長（小泉和也） 日程第13「伊方町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例及び伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第47号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（林 栄作） 議長

○議長（小泉和也） 町民課長

○町民課長（林 栄作） 議案第 47 号 伊方町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例及び伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、所得税法等の一部を改正する法律及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴う改正となっております。

今回の改正は、所得税法等の一部を改正する法律及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令により、租税特別措置法・同法施行令の規定について項ずれ等が生じているため、該当箇所について改正するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 47 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 47 号「伊方町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例及び伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第 48 号

○議長（小泉和也） 日程第 14「伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について」議案第 48 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（中田克也） 議長

○議長（小泉和也） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中田克也） 議案第 48 号 伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における、保険料の減免期間を延長するため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、別紙参考資料でご説明いたしますので、参考資料、新旧対照表をお願いいたします。

附則第 6 項中、令和 4 年 3 月 31 日を令和 5 年 3 月 31 日までと改正し、減免期間を 1 年間延長いたします。

なお、この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 6 項第 1 号及び次号の規定は、令和 4

年4月1日から適用するとしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第48号「伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第49号

○議長（小泉和也） 日程第15「伊方町獣肉処理加工施設条例制定について」議案第49号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○農林水産課長（菊池暁彦） 議長

○議長（小泉和也） 農林水産課長

○農林水産課長（菊池暁彦） 議案第49号 伊方町獣肉処理加工施設条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本条例は、第1条から第8条までの構成で、町内で捕獲した有害鳥獣を地域資源として活用し、解体及び精肉加工を行い、鳥獣害防止及び獣肉の特産品化により地域活性化に寄与するため、今回、新たに制定するものでございます。

それでは、条例の内容について説明させていただきますので、1頁をご覧ください。第1条は、施設設置。第2条は、施設の名称及び位置を定めております。第3条は、有害鳥獣捕獲許可を受けた又は狩猟した町内者が捕獲した獣肉という、取り扱いの範囲を定めております。第4条には、指定管理者による管理、第5条には、指定管理者が行う業務の範囲を定めております。第6条は、施設の営業時間及び休日について、第7条は、損害賠償の義務について、2頁をお願いします。最後に、第8条には、規則への委任を定めております。

なお、附則第1項において、規則に施行日を定めることを委任、また、第2項は、条例施行前の指定管理者指定に関する準備行為について定めております。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（山本吉昭） 議長

○議長（小泉和也） 山本議員

○議員（山本吉昭） 1点、先の全協で、大体その施設の説明があったわけなんですけれども、ちょっと心配されるのは、いわゆる、イノシシの肉の販売とかですね、加工の分野で、どのような見

通しをとっておられるのか。ジビエとかそういう利用とか考えられるんですけども、イノシシ、結構1頭捕ったら結構な肉の量があります。

そういった中で、解体をして、どっかの販売先とか、そういうのがあるのかどうなんかちょっと気になったので、ちょっとお聞かせ願ったらと思います。

○農林水産課長（菊池暁彦） 議長

○議長（小泉和也） 農林水産課長

○農林水産課長（菊池暁彦） 販売先等、指定管理者が決定次第、詳細を詰められていくと思いますが、担当課として想定しておりますのは、町内の宿泊や飲食の業者。また、広域的な道の駅それから学校給食での活用、また、町内だけではなく、町外の同様の施設、また、県内の同様の施設の状況を見ますと、都市部への飲食店への販売も実施されておりますので、その辺りも参考にさせていただきながら、取り組むことと考えております。

○議員（山本吉昭） 議長

○議長（小泉和也） 山本議員

○議員（山本吉昭） そういう施設が、出来て、全協に説明があった。その前段で、やはりその1番肝心な、その販売とかですね、そこらの分野というのが、年間イノシシが獲れる量、その量に対する精肉の量、それがどこにどうはけるのか、その計画がなされていないというのはこれちょっとおかしいと思うんですけども、今の課長の答弁であれば、今後検討するような。そういうパターンですよね。じゃなしに、やはりこういう施設をつくるのであれば前もってその裏付けたるものを、自分たちで、腹入りをして、それから上げるべきじゃないかなと思うんですけども、そこらの考え方をちょっとお聞かせください。

○農林水産課長（菊池暁彦） 議長

○議長（小泉和也） 農林水産課長

○農林水産課長（菊池暁彦） 担当課はあくまで目安として捉えているところでございますが、まずイノシシの体重が約60kgと想定して、精肉になる部分が約20kg程度、3分の1程度の目安と考えております。そういった中で、県内の状況等も考えますと、厳しく、見積もったうえで、キロ当たり、2千円程度というところで厳しく見積もっております。そうなりますと、kg2千円、20kgですと、4万円という、1頭あたり4万円積算されます。そこはまたもう少し厳しくいたしまして、1頭あたり3万5千円程度で、現在担当課としては想定をしているところでございます。

そこで県内の処理頭数と同様の施設の処理数を確認しますと、町の施設として、200頭程度の処理を担当課としては、現時点では想定しておりまして、収入金額として700万円を想定しているところでございます。

なお、詳細につきましては、今後、指定管理者等とも検討していく必要があると考えております。以上でございます。

○議員（山本吉昭） 議長

○議長（小泉和也） 山本議員

○議員（山本吉昭） 計画の裏づけというのは分かりました。ただ心配されるのは、やはり計画はあくまでも計画で、今後、実際に、そういったところで動き出すと非常にこう、思った以上に、いや厳しい困難な場合もありますので、そこらあたりしっかり対応をお願いをいたします。答弁。

○農林水産課長（菊池暁彦） 議長

○議長（小泉和也） 農林水産課長

○農林水産課長（菊池暁彦） はい、ありがとうございます。ご指摘をもとに今後しっかり検討してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（小泉和也） 他にありませんか。

○議員（吉川保吉） 議長

○議長（小泉和也） 吉川議員

○議員（吉川保吉） 今の山本議員と関連するんですが、第5条で、運営を指定管理者と謳われておるんですが、今課長のほうで、県下の状況も、説明あったんですが、現在のところ、県内の市町の中で、こういった施設を取りいれてやっとする、町で、その指定管理料を、払って運営をしているところはあるのかどうか、そこをちょっと1点お伺いします。

○農林水産課長（菊池暁彦） 議長

○議長（小泉和也） 農林水産課長

○農林水産課長（菊池暁彦） 県内の指定管理の条例が制定されております同様の施設につきましては、3市1町ございます。その中で指定管理料が支払われておりますのは、2施設、2つの施設になってございます。

○議員（吉川保吉） 議長

○議長（小泉和也） 吉川議員

○議員（吉川保吉） 本町でのいろんな分野で、指定管理で運営されておりますが、その中で結構、指定管理料がトータルでも、かなり増えて高くなっておりますが、できれば、将来的に指定管理料を持ち出すことなく、自前で運営、経営をしていただくのは、理想であると思うんですが、その辺のあたりの今後の見通しをお願いいたします。

○農林水産課長（菊池暁彦） 議長

○議長（小泉和也） 農林水産課長

○農林水産課長（菊池暁彦） 今までの町内の指定管理施設の状況を等々踏まえましてですね、指定管理施設、指定管理料につきましては、無料が基本であると認識はしております。ただ、県内の同様の施設、また、民設の施設状況等見ますと、決算の状況は様々でございます。

今後、そういった決算の状況の中身を精査しながらですね、募集要項をお示しする際には、指定管理料の考え方の一つとしてお示ししたいと考えております。以上でございます。

○議員（吉川保吉） 終わります。

○議長（小泉和也） 町長の答弁は要りませんか。

○議員（吉川保吉） できれば、町長の答弁も

○町長（高門清彦） はい、議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） ご指名でございますので、私も松野の処理施設を視察をしてみました。正直、経営的には非常に厳しいという話も、聞いてまいりました。一方で、町内ご承知のように、年間 1000 頭弱のイノシシの捕獲それをそのまま埋めなければならないというふうな実情もあるわけでございます。有効活用、それから、その施設の採算性、そういったものも、厳しい目標でございますけれども、目標は、指定管理料ゼロを目標としたいと思っております。それにトータルすべく努力を指定管理者共々、町もしてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（小泉和也） 他にありませんか。（「なし」の発言あり） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり） 討論なしと認めます。

これより議案第 49 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり） 異議なしと認めます。

よって、議案第 49 号「伊方町獣肉処理加工施設条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第 50 号

○議長（小泉和也） 日程第 16「令和 4 年度伊方町一般会計補正予算（第 3 号）」議案第 50 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 50 号 令和 4 年度伊方町一般会計補正予算（第 3 号）の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ 2 億 2,300 万 6 千円を追加し、総額を 101 億 5,402 万 3 千円とするものであります。

歳出の主なものといたしまして、2 款総務費については、システム維持管理委託に、1,377 万 8 千円を計上いたしております。3 款民生費については、障がい者グループホーム設計業務委託に、653 万 4 千円を計上いたしております。4 款、衛生費については、4 回目の新型コロナウイルスワクチン接種経費の増額分として、556 万 5 千円、地球温暖化対策実行計画策定等業務委託に、1,685 万 3 千円を計上いたしております。7 款商工費については、佐田岬ブランド活性化事業補助金に、1,000 万円、亀ヶ池温泉復旧事業につきましては、令和 5 年度までの 2 ヶ年度について総額 7 億 3,342 万 5 千円の継続費を設定し、今回の補正予算としては、令和 4 年度年割額相当分 6 億 4,338 万 5 千円を計上いたしております。8 款土木費については、道路新設改良事業に、7,199 万 9 千円、小中浦地区若者向け住宅用地土壌汚染対策事業に、843 万 2 千円を計上いたしております。11 款災害復旧費については、町道伊方越臨港線道路災害復旧工事の増額分として 999 万 9 千円を計上いたして

おります。なお、歳入歳出予算の調整を行うため、2款総務費、財政調整基金積立金を、5億7,466万2千円を減額しております。以上、歳出についての主なものの説明といたしますが、これに対します歳入の主なものは、10款地方交付税1項地方交付税については、普通地方交付税に、2億円を計上いたしております。14款国庫支出金1項国庫負担金については、現年発生災害復旧費負担金に、938万8千円、同じく2項国庫補助金については、デジタル基盤改革支援補助金に、688万8千円、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金に、865万4千円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金に、525万2千円を計上いたしております。

以上、令和4年度伊方町一般会計補正予算（第3号）の主な説明とさせていただきます。

なお、詳細につきまして、ご質問等がございましたら、担当課長より説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（小泉和也） お諮りいたします。審議の方法は、歳入歳出とも項を追っていきたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、歳出から項を追って審議を進めてまいります。

予算書の10頁をお開きください。

#### 1款 議会費

1項 議会費（10頁） 質疑ありませんか。

#### 2款 総務費

1項 総務管理費（10頁～12頁） 質疑ありませんか。

2項 徴税費（12頁） 質疑ありませんか。

3項 戸籍住民基本台帳費（12頁～13頁） 質疑ありませんか。

#### 3款 民生費

1項 社会福祉費（13頁～14頁） 質疑ありませんか。

2項 児童福祉費（14頁～15頁） 質疑ありませんか。

3項 老人福祉費（15頁） 質疑ありませんか。

#### 4款 衛生費

1項 保健衛生費（16頁～17頁） 質疑ありませんか。

#### 6款 農林水産業費

1項 農業費（18頁～19頁） 質疑ありませんか。

3項 水産業費（19頁） 質疑ありませんか。

#### 7款 商工費

1項 商工費（19頁～20頁） 質疑ありませんか。

○議員（山本吉昭） 議長

○議長（小泉和也） 山本議員

○議員（山本吉昭） 観光振興費の18節、佐田岬ブランド活性化事業補助金、いわゆる、観光公社への補助金だと思うんですけども、1000万、組んでますけど、この内容についてちょっとお聞かせください。

○観光商工課長（清水浩二） 議長

○議長（小泉和也） 観光商工課長

○観光商工課長（清水浩二） 失礼します。山本議員の質問にお答えいたします。佐田岬ブランド活性化事業補助金につきましては、取りあえず見込みのとおり、佐田岬観光公社への補助金でございます。内容につきましては、佐田岬観光ブランドの確立に資する事業でございます。農林水産省の交付金等、官公庁関連補助金を財源に取り組んでいきたいと考えております。農林省の交付金関連では、アドベンチャーツーリズム活性化事業と題しまして、具体的には、体験コンテンツの造成、モニターツアーの実施、飲食店との企画やタイアップ、宿泊施設との連携、あと、ネイチャーガイドの育成研修、体験プログラムの予約一元管理を検討していきます。もう一つは、アウトドアキャンプ活性化事業と題しまして、レンタルによる手軽できるアウトサービスの提供、レンタルによる釣り道具の提供、最後は、役場若手職員による、観光振興プロジェクトチームで進めていきます。観光庁の関連補助金では、海と風のマルシェイベント事業と題しまして、今開催しているイベントの運営強化やコンテンツの拡充、キッチンカーの誘致やPRなど、もう一つは、SDGs観光事業と題しまして、海の生態系事業のスタディツアーの実施、こちらのほうも同じく職員で構成する海洋活性化プロジェクトチームで事業の内容を設置していきます。

後、かぜの丘パークや灯台でのベンチマルシェイベントの開催なども検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議員（山本吉昭） 議長

○議長（小泉和也） 山本議員

○議員（山本吉昭） それぞれ多岐にわたっているいろんな分野で、役場の職員の若手チームが頑張っているというふうな、ちょっとそういうふう聞こえたんですけども、是非ですね、こういった場合どうしてもね、もうそういう職員に頼るんじゃなくて、やはりそこにどうやって町民を巻き込んで、より、活性化、すばらしいものができるのか、そこらの、一つ検討していただきたいと思います。どうしてもその職員だけでやるとこうちっちゃく固まってしまうので、波及効果も少ないです。そういった中で、やはりこう、年代層もそれぞれだと思いますけれども、いろんな形で、町民を巻き込んだ形のイベント、またそういうことを検討していただきたいと思いますがいかがですか。

○観光商工課長（清水浩二） 議長

○議長（小泉和也） 観光商工課長

○観光商工課長（清水浩二） はい、地域の住民を巻き込むということに関しましては、今観光公社のほうでマルシェを実施しております。その中で会員さんが約75人おられるわけなんですけども、そういった方々を巻き込みながらですね、会員さんが実施していく事業というふうにもっていったらなと考えております。以上です。

○議員（山本吉昭） 議長

○議長（小泉和也） 山本議員

○議員（山本吉昭） 最後ですので、会員さんというくくりも大事なのかと思いますけども、そこに会員さんというくくりが果たして必要なのかどうなのかちょっと私もわかりにくいんですけども、そういう観光公社というものが、会員さんで賄っていいこうという考え方はわかります。ただ、それだけやなしに、もう一つ、その会員さんを超えた中で、やはり伊方町のこの町に考えたときにいろんな分野で頑張っているそういういろんな分野で、情報発信している組織もそうですし、個人も沢山おられます。そういうのも巻き込んだ中でこういうことをやっていかんと、会員だけでやってしまうと本当ちっちゃなもう、職員もそうですし、会員さんだけでやるっていうのは、広がりがないので、そこら辺りもう1回検討してください。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（小泉和也） 副町長

○副町長（濱松一良） 佐田岬観光公社でございますけれども、現在、正式なDMO登録を目指してですね、いろいろな取組をしております。その中で、様々な関係者を巻き込みながらというのはもう大前提ということになっております。ですから、会員は元より民宿、旅館であったり、飲食業の方、それから、藍染め、裂き織り等々の体験プログラムそういった様々なですね、関係者を巻き込みながら、実施をしていくということで考えておりますので、できるだけ幅広い、関係者との取組を連携事業としてやっていけるというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（小泉和也） 他にありませんか。（「なし」の発言あり）

#### 8 款 土木費

- 1 項 土木管理費（21 頁） 質疑ありませんか。
- 2 項 道路橋梁費（21 頁～22 頁） 質疑ありませんか。
- 4 項 住宅費（22 頁） 質疑ありませんか。
- 5 項 公園費（22 頁） 質疑ありませんか。
- 6 項 公共下水道費（22 頁～23 頁） 質疑ありませんか。

#### 9 款 消防費

- 1 項 消防費（23 頁） 質疑ありませんか。

#### 10 款 教育費

- 1 項 教育総務費（23 頁～24 頁） 質疑ありませんか。
- 2 項 小学校費（24 頁） 質疑ありませんか。
- 3 項 中学校費（24 頁） 質疑ありませんか。
- 4 項 社会教育費（25 頁～26 頁） 質疑ありませんか。
- 5 項 保健体育費（26 頁～27 頁） 質疑ありませんか。

#### 11 款 災害復旧費

- 2 項 公共土木施設災害復旧費（27 頁） 質疑ありませんか。

歳出全般について、質疑ありませんか。

次に、歳入に入ります。8頁をお開きください。

10 款 地方交付税

1 項 地方交付税 (8 頁) 質疑ありませんか。

14 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金 (8 頁) 質疑ありませんか。

2 項 国庫補助金 (8 頁) 質疑ありませんか。

○議員 (清家慎太郎) 議長

○議長 (小泉和也) 清家議員

○議員 (清家慎太郎) 歳出のところで言えば良かったんですが、11 節の環境保全対策費国庫補助金なんですが、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金になるんですけども、二酸化炭素排出抑制ということで、火力発電にかわる自然エネルギー発電推進ということで、風力とかソーラーが入ると思うんですけども、一般質問にもよく出てるんですけども、ソーラーなり風力なりですね、これを規制しようという動きがある一方ですね。規制するということは結局他人の経済活動を制限をかけるというふうなことにもなります。経済活動の自由は憲法に認められていることでもあり、これを制限するためには、相当な合理的な理由がないと、制限はかけられないと思うんですけども、町としては、ソーラーの廃棄物の問題について、これは重要な問題で土砂崩れの危険性があるということで、人命に関わるようなことは、制限をつけなければいけない、そうすると、小型風力の場合は、景観が悪いというふうな言い方がよく使われるんですけども、景観がいい、悪いっていうのは、これは人の主観的な部分もありまして、その主観的な部分で見た目が悪いからといって、他人の経済活動に制限をかけていいのかどうかというふうな問題があります。家を建てるにしても店を建てるにしても人なんですけども、自分の好みで5階建ての家を建てたと、ここで経済活動をするという時に、ほかの方が主体的に見た目が悪いから撤去しろというふうなことは言えないのと同じく、風力発電についても同じように、他人の経済活動に主観的に制限をかけるのかどうかというふうな問題は出てくると思います。その辺のことにつきまして、町はどのような見解をいただいているのかお伺いをいたします。

○町長 (高門清彦) 議長

○議長 (小泉和也) 町長

○町長 (高門清彦) 議員おっしゃる通り、民間の事業に、特に、国が許認可権限を持った事業で国が、許可した。風力発電、民間同士が契約をして、経済活動を行っていることに対して、町としてどの程度、どこまで関与できるかっていうのは、非常に大きな問題であろうというふうに思っております。このことに関して、実際によれば、裁判になっている自治体もあるというふうに伺っております。

町といたしましては、まず、一般質問の答弁でも述べましたように、転売、転売が続いておりますので所有者を確定させて、それを追跡をして、あくまでももし解体の時期がきた場合に、責任を持って処理をしていただくということを・・していきたいというふうに思っております。

条例の改正につきましても、国の法令に則った形での改正の範囲でしか出来ないわけでございますので、廃棄物処理法、あるいは建築基準法等に則った形での町の条例の改正になるんだろうというふうに思っております。

したがいまして、できる範囲と言えは町としては、指導、それから、もし、その法令を守らなかった事業者に対しては、事業所名の公表、それから、国に対しての報告、そういったことになるんだろうというふうに思います。あくまでも、法と規則に基づいて、町としては、対応してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（小泉和也） 清家議員

○議員（清家慎太郎） 私が大変危惧するのは、声高に叫んでいるのは反対の運動ばかりですね。実際のところ、ずっと伊方に、以前、全協のときに誰か言われたかもしれません。ずっと伊方に住んでの方がおられる、年を取ってもう農業はできない。耕作放棄になってしまった。このままでは、人に迷惑を掛けてしまうっていう時にソーラーや小型風力の話がきたと自分のところも収入が得られる。他の人に迷惑を掛けることがなくなるということで、契約を結んで、自分の収入を得ているという中で、そういう人たちは推進の声をあげられない。一方で反対の人ばかり声を上げる、声なき声ですね、経済活動、自分の経済活動をしてるのに、うちは助かってるのに、いうふうな人もおられるということ、ソーラーやってる方もおられます。風力発電やってる方もおられます。そういう人のところの配慮も、やっぱり必要にしていきたいなというふうに感じております。

ちょっと一つの教えて欲しいんですけども、現状許可を出してる中でですね、あと何基ぐらいの半島に、小型風力やソーラーが建設される予定なのか、もし分かるようでしたら教えてください。

○議長（小泉和也） 清家議員、これ歳入の、今審議をしてるんで、ちょっと内容がずれ過ぎるので、できれば、この補正予算全般のときに、言えば全体になるんでそのときに質問をお願いします。

他にありませんか。（「なし」の発言あり）

15 款 県支出金

2 項 県補助金（9 頁） 質疑ありませんか。

18 款 繰入金

2 項 基金繰入金（9 頁） 質疑ありませんか。

20 款 諸収入

7 項 雑入（9 頁） 質疑ありませんか。

21 款 町債

1 項 町債（9 頁） 質疑ありませんか。

歳入全般について、質疑ありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（小泉和也） 末光議員

○議員（末光勝幸） ちょっと確認のために、説明していただきたいんですが、20 頁に亀ヶ池温泉の再建工事に6億から7億近くいるわけですが、それに伴う歳入は、どこに入ってるのか、交付税なのか、また再々言ってますように火災保険の収入があるように聞いておりますが、その辺りは反映されてないのでしょうか。

○総合政策課長（菊池嘉起） 議長

○議長（小泉和也） 総合政策課長

○総合政策課長（菊池嘉起） はい、只今のご質問でございますけれども、亀ヶ池温泉の再建工事の財源といたしまして、歳出予算の財政調整基金積立金、これを減額をいたしております。それと歳入歳出の調整といった兼ね合いもございまして、普通交付税8頁の10款1項でございますけれども、2億円を計上いたしております、亀ヶ池温泉の再建工事の財源に充てて、そういった状況でございます。

保険の関係につきましては、今回の予算には盛り込んでおりません。額につきましては、今現在、共済組合との協議を進めておまして、それが整い次第、予算に盛り込みたいというふうに考えております。以上でございます。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（小泉和也） 末光議員

○議員（末光勝幸） そうしますと、火災保険が入った場合には、財政調整基金のほうで調整するというので解釈してよろしいでしょうか。

○総合政策課長（菊池嘉起） 議長

○議長（小泉和也） 総合政策課長

○総合政策課長（菊池嘉起） はい。これにつきましては、亀ヶ池温泉の再建工事の財源補正というかたちを取ろうかというようなことになろうかと思っております。その際には、財政調整積立金の増額ということも考えられますので、また時期を見て予算措置をさせていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

○議員（末光勝幸） はい、分かりました。

○議長（小泉和也） 他にありませんか。（「なし」の発言あり） ないようですので、次いで、表紙に帰って、「継続費 第2条 第2表」第2表は、4頁にあります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

次いで、表紙に帰って、「地方債の補正 第3条 第3表」第3表は、5頁にあります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

この補正予算全般について、質疑ありませんか。（「なし」の発言あり） 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり） 討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決いたします。お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。異議なしと認めます。

よって、議案第 50 号「令和 4 年度伊方町一般会計補正予算（第 3 号）」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第 5 1 号

○議長（小泉和也） 日程第 17「令和 4 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」議案第 51 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（中田克也） 議長

○議長（小泉和也） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中田克也） 議案第 51 号 令和 4 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由をご説明いたします。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 59 万 2 千円を追加し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ 14 億 197 万 8 千円に、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 59 万 3 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 1,269 万 7 千円とするものでございます。

それでは、補正予算の主なものについて、保険事業勘定の歳出からご説明いたしますので、6 頁をお願いいたします。1 款 3 項介護認定審査会費につきましては、訪問調査車両の法定点検に伴う費用等 8 万 8 千円を計上いたしております。5 款 2 項一般介護予防事業費につきましては、介護予防事業にかかる講師謝礼 23 万 5 千円を計上いたしております。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、5 頁をお願いいたします。8 款 1 項一般会計繰入金につきましては、歳出補正予算計上分といたしまして、事務費繰入金 59 万 2 千円を計上いたしております。

次に介護サービス事業勘定の歳出について説明いたしますので 22 頁をお願いします。1 款 1 項 1 目介護予防サービス事業費につきましては、地域包括システム機器等リース料計上等に伴うもので、総額で 59 万 3 千円を計上いたしております。

これに係る歳入ですが、21 頁をお願いします。2 款 1 項 1 目一般会計繰入金といたしまして、歳出予算計上分 59 万 3 千円を計上いたしております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 51 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 51 号「令和 4 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり可決されました。

### 散会宣告

○議長（小泉和也） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これにて、散会するものですが、今期定例会の会期中日程を念のためお伝えしておきます。22 日から 26 日は、休会。27 日は、午前 10 時から本会議を再開いたします。

以上、お伝えし、本日の会議はこれをもちまして散会いたします。

お疲れ様でした。

（閉会時間 14 時 12 分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員